警察官による被疑者取調べおよび検察官への証拠書類の不送致等が国賠法上違法に当たるとした事例（湖東記念病院事件国賠訴訟）

【文 献 種 別】 判決／大津地方裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 7 月 17 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 670 号
【事　件　名】 国家賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 198 条 1 項・203 条 1 項・211 条・216 条・246 条
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25623049

一橋大学教授 緑　大輔

事実の概要

病院において平成 15 年に生じた患者の死亡につき、殺人罪により逮捕、勾留された上で公訴を提起され、有罪判決を受けて服役し、後に再審により無罪判決を受けた原告が、①滋賀県および国の違法な捜査活動、②国の違法な公訴提起および再審開始決定に対する違法な特別抗告により損害を被ったとして、賠償を請求した。本件の争点および判断事項は多岐にわたるが、本稿では特に被疑者取調べおよび警察官から検察官への事件記録の送致にかかる事実に関する判断を中心に紹介・検討する。

原告側は、被疑者だった原告が軽度の知的障害や発達障害があり、いわゆる供述弱者であったところ、警察官がその事実を認識し、かつ原告が当該警察官に恋愛感情を抱いていたことから、虚偽自白の温床が醸成されていたことを十分に認識し、少なくとも容易に認識し得たにもかかわらず、恋愛感情を利用するとともに原告と弁護人の間の接見内容を違法に聴取して弁護人を誹謗中傷する等して弁護人との信頼関係を破壊し、原告の両親は全面的に警察を信頼している、両親の手紙は弁護士が書かせたものであるなどの虚偽の事実を告げて、連日長時間の取調べを行う等して、原告を強力に誘導して、原告が知るはずのない事実について知っていた旨の証拠に沿った供述調書や供述書を作成し、多数の高齢患者に暴行を加えたという供述をさせた旨を主張した。

また、被害者の死因として呼吸器の管外れや管内での痰詰まりによる酸素供給低下状態で心停止したことも十分に考えられる旨の警察官作成の報告書が存在し、検察官がこれを閲読していれば、被害者が痰詰まり（遷延性低酸素状態）により死亡した可能性があることや、原告の自白の任意性に問題があることを認識することができ、本件起訴に及ばなかった可能性があったとして、警察官が当該報告書やその他原告の確定的故意により呼吸器チューブを外したという供述と矛盾する内容の原告の供述書を検察官に送致しなかった点について「滋賀県警の本事件が原告による殺人であるとの見立てに反する証拠であったからであり、意図的にこれらを送致しなかったものといえ、誤判、冤罪を生じせしめる極めて悪質な行為」だとして国賠法 1 条 1 項に違反する旨を主張した。

判決の要旨

「被疑者の取調べが国賠法 1 条 1 項上違法であるか否かは、取調べの対象となった事案の内容及び性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性、取調べの具体的態様等諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超える

ものであるか否かにより判断するのが相当であり……、その判断に際しては、被疑者の人格権はもとより、被疑者に保障されている黙秘権、弁護人依頼権等の権利の内容及びその保障の趣旨を考慮すべきものと解される。」「警察官は､原告に対し、あえて供述書を作成させ、原告が自発的に供述したかのような外観を作出し、また、否認する内容の供述調書を作成せず、原告の自白が少なくとも核心部分については一貫しているかのような外観を作出しつつ、消音状態維持機能の認識に関する虚偽供述を強く誘導の上で行わせ、また、弁護人に対する信頼を失わせるような言動をして原告の虚偽自白を維持させたことが認められるところ、このような取調べは、個人の基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにするとの刑訴法1条所定の目的に明らかに反するものであって、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものといえるから、国賠法1条1項上違法であると認められる。」

「検察官の公訴の提起が国賠法1条1項上違法となるかを判断するに当たっては、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があるかどうかを判断することとなることからすると、警察官が捜査によって収集した証拠資料については、検察官において被疑者につき公訴を提起するかどうかを適切に判断するために、作成途中のメモや草稿など、捜査資料として完成しておらず、かつ、これらを基に清書等により完成した証拠がその後に作成されているものは例外的に送致しないことがあり得るとしても、全て検察官に送致されることが前提とされているものと解するのが相当である。」「P7警察官による違法な取調べがなく、かつ、これらの証拠書類が本件公訴事件の公判廷に提出されていれば、本件確定判決の結論が変わっていたと認められることからすると、滋賀県警がこれらを送致することを怠ったことは、これによって原告は適切な判決が受けられなくなったものであり、個人の基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにするとの同法1条所定の目的に反するものであるから、滋賀県警が上記のとおり誤った判断をしたとすればそれ自体が捜査対象者である原告に対して負う職務上の法的義務に違背する判断であるといえる。したがって、滋賀県警がP7報告書及び本件供述書を大津地検に送致することを怠ったことは、その職務上の法的義務に違背する不作為といえ、滋賀県警の主観を問わず、国賠法1条1項上違法であると解するのが相当である。」

判例の解説

一　本判決は、再審により無罪判決が出た、いわゆる湖東記念病院事件について、捜査手続等における違法行為の存在を理由として賠償請求訴訟が提起された事案に関するものである。警察官の取調べとともに、警察官が検察官に対して関係する一部証拠書類を送致しなかった行為について、国賠法上違法である旨を説示した点で、意義を有する。

二　被疑者取調べの適否については、本判決ではいわゆる高輪グリーンマンション事件に関する最高裁昭和59年決定で示された判断枠組みが踏襲されている[1)]。本判決は、適否を判断する際に、①警察官が「原告の自白方向の供述については、原告が自発的に供述したような外観を作出する意図で、供述調書を作成するだけではなく、供述書を作成するよう指示した」事実、②「消音状態維持機能の認識に関する虚偽供述を強く誘導の上で行わせ」た事実、③「弁護人に対する信頼を失わせるような言動をして原告の虚偽自白を維持させた」事実を関係各証拠から認定している。取調べが「社会通念上相当」といえるか否かを判断するに当たって、本判決では、被疑者取調べの必要性や嫌疑の程度等が独立した事情として検討されず、取調べの具体的態様が重視されているようにもみえる。このことについては、上記①の事情や、後述する検察官への証拠書類の不送致等にも鑑みれば、裁判所は嫌疑の程度が不十分だったとの疑義をも抱いていた可能性がある。また、取調べの具体的態様が明らかに不当だと評価できたため、必要性や嫌疑の程度に具体的に立ち入って説示するまでもなく違法と評価した可能性もある。

また、被疑者取調べにおける被制約利益の内容

については議論があるところ、本判決の認定は捜査機関の権限の濫用または虚偽供述の誘発を防ぐ観点から、適否を判断しているようにみえる。上記①〜③の各事情のうち、特に①は被疑者の意思決定の自由に対する制約の程度や被疑者の取調べにおける事実上の負担の程度を示す事情だとは評価し難い（②③は意思決定の自由を制約したとも評価しうる）。①〜③を考慮事情として適切に位置づけようとするならば、本判決は捜査機関の権限濫用的な取調べの在り方を問題視し[2]、あるいは虚偽供述を誘発する危険を伴う自白獲得手段を禁止する観点から[3]、適否を判断したものと説明しうるだろう。本件は、事案の性質上、原告に軽度知的障害等があり、また「警察官に対し恋愛感情を抱いていたことをうかがわせる事情があった」事案であり、原告の自由意思に基づく供述か否かという議論の構図に持ち込むと、適否の判断が難しくなる側面があったといえる。そのため、警察官の行為規範に反するような権限濫用を伴う取調べか否か、虚偽供述を誘発するような手法か否かという構図で判断をしたのではないか[4]。本判決は、捜査機関に対して①〜③のような手法をとるべきではない旨の行為規範を示したと評価することができる。

三　警察官が検察官に対して関係する一部証拠書類を送致しなかった行為については、特に刑事訴訟法 246 条が関係する[5]。同条は司法警察員に対して、「犯罪の捜査をしたとき」は、「速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない」と定めている。独立した捜査機関である司法警察職員と検察官の協力関係を前提として（192 条）、「検察官は刑事事件の処分についての裁量権を有し……起訴権を独占している……ので」[6]、「公訴官である検察官をして捜査中の事件の最終処分に関する決定を行わせるため」[7]、このような送致に関する条項が設けられたと解されている。「書類及び証拠物」とともに送致される趣旨は、「司法警察職員の行った捜査の事後審査をさせ、もって司法作用の適正を図るため」だといえる[8]。このような趣旨からすれば、検察官が捜査の適正性を確認し、公訴提起権限の行使を適切に行うのに必要な程度には「書類及び証拠物」も送致されるべきであろう。もっとも、送致の対象となる「書類及び証拠物」の意義は、必ずしも明瞭にその範囲が画されてきたとはいえない。

この点について、本判決は「警察官が捜査によって収集した証拠資料については、検察官において被疑者につき公訴を提起するかどうかを適切に判断するために、作成途中のメモや草稿など、捜査資料として完成しておらず、かつ、これらを基に清書等により完成した証拠がその後に作成されているものは例外的に送致しないことがあり得るとしても、全て検察官に送致されることが前提とされているものと解するのが相当」とした。判例上、公訴提起の時点で「各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」が必要とされているところ[9]、本判決はこの命題から演繹して、検察官の合理的な判断過程を確保するために必要な証拠として、未完成のメモや草稿でその後に完成した証拠があるものを除き、「全て」検察官に送致されることが前提だという帰結を導いたといえる[10]。

このように原則として「全て」の書類及び証拠物の送致を求める背景には、検察官が「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況」を考慮して訴追の要否を判断する起訴裁量を有していることが影響しているものと考えられる。広範な考慮事情が設定されている起訴裁量を適切に行使させるには、事件に関連する限りは警察官の収集した「書類及び証拠物」の内容・性質を問わずに送致させて、検察官に十分な情報を与えた上で判断させるべきだといえるからである。検察官の広範な訴追裁量が、結果的には警察官の収集した「書類及び証拠物」を情報の性質や内容を問わずに原則として「全て」送致させるべきだとの枠組みを導きやすくしたといえる[11]。また、犯罪捜査規範 196 条 2 項も、事件の送致または送付後において、「新たな証拠物その他の資料を入手したときは、速やかにこれを追送しなければならない」と定めている。検察官の適切な判断を確保するための証拠物等の送致を徹底させる趣旨のものとして理解することができる定めであり、本判決の理解を支える警察の内部規則として位置づけられよう[12]。

他方で、本判決は、原告側の大津地検が滋賀県警に対して捜査資料を全て送致させるよう監督しなかった違法があるという主張は斥けた。捜査が「被疑者および關係人の權利を保護するために、あくまでも法律の要求をみたさなければならない點で法的安定性に支配される」ところ、このこととの関係では「裁判官とおなじ高い法律的素養をもつ」検察官が「全面的に、しかも強力にこれを統制する必要がある」[13]。刑事訴訟法において、検察官に対して司法警察職員への指揮権が付与されたのも、このような理解が背景にある。それにもかかわらず、「書類及び証拠物」が「全て」送致されない状況では、検察官はその役割を十分に果たし得ない。「書類及び証拠物」の「全て」を原則的に送致することを担保する方策を、警察内部の規律により徹底することができるのかが、本判決の判断枠組みの下においてはなお問われているともいいうる。この問題は同時に、捜査機関が収集した情報・証拠の利用・管理の在り方に通ずる問題だともいえる。「書類及び証拠物」の送致にかかる実効的かつ制度的な管理・監督の在り方は、なお課題だというべきであろう。

●──注

1）最決昭 59・2・29 刑集 38 巻 3 号 479 頁。
2）酒巻匡『刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年）106 頁。
3）堀田周吾『被疑者取調べと自白』（弘文堂、2020 年）150～151 頁。
4）本判決を捜査法の客観法的に思考している例だと説明することも可能だろう。笹倉宏紀「強制・任意・プライヴァシー」井上正仁先生古稀祝賀論文集（有斐閣、2019 年）253 頁以下、279～281 頁および 292～293 頁参照。
5）203 条 1 項、211 条、216 条も各逮捕手続に併せて「書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する」ことを求めており、これらも 246 条と同趣旨のものと理解されている。
6）松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第 5 版補正版〕』（弘文堂、2024 年）521 頁。
7）河上和雄ほか『大コンメンタール刑事訴訟法第 4 巻〔第 2 版〕』（青林書院、2012 年）836 頁［今崎幸彦＝河村博］。
8）伊丹俊彦ほか編集代表『逐条実務刑事訴訟法』（立花書房、2018 年）521 頁。團藤重光『條解刑事訴訟法・上』（弘文堂、1950 年）474 頁は「検察官の捜査の補正的作用」を「実効的にしようとしたものにほかならない」とする。
9）最判昭 53・10・20 民集 32 巻 7 号 1367 頁。
10）公判前整理手続における証拠開示に関する最決平 20・9・30 刑集 62 巻 8 号 2753 頁等の判例によれば、警察官が捜査過程で作成したメモも一定の場合には証拠開示命令の対象になるが、そのことが検察官送致の対象たる「書類及び証拠物」の範囲に影響するかはなお不明確であるように思われる。
11）仮に犯罪の嫌疑のみで公訴提起をするか否かが決定される制度の場合、司法警察員が検察官に送致すべき書類および証拠物は、犯罪の嫌疑に関するものに限定されるという帰結も論理的には導きうる。しかし、248 条の考慮事情の幅広さを前提とすると、そのような限定を施すことは困難になるということである。
12）司法警察員から検察官に送致する際の送致書においては、「関係書類及び証拠物」を添付するとともに、犯罪事実および犯罪の情状等に関する意見も記入される（犯罪捜査規範 195 条）。その判断根拠として、結局のところ原則として「全て」の「書類及び証拠物」の送致がなければ、検察官としては司法警察員の送致の理由等を適切に把握できなくなるだろう。
13）團藤重光『刑法の近代的展開』（弘文堂、1948 年）153～154 頁。なお、同書の増訂版において、この箇所を収録した「司法警察論」は、現行刑事訴訟法の制定とその後の警察改革の状況を受けて削除された。「増訂版のはしがき」参照。